

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">静岡市報</h1>	No. 44
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発行日 毎月1日・随時	

目 次

規 則

- 静岡市中央卸売市場における将来構想の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関
に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則
・・ 5

告 示

- 化製場等に関する法律の規定による区域の指定の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 葵区選挙管理委員会告示**
- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示・10

規 則

静岡市規則第76号

静岡市中央卸売市場における将来構想の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年11月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中央卸売市場における将来構想の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市中央卸売市場における物流機能等の強化、施設機能の充実、施設周辺地域との連携による相互の活性化等を実現するための構想（以下「将来構想」という。）の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市中央卸売市場将来構想検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 将来構想について、調査審議すること。
- (2) 将来構想に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 卸売市場の社会的役割、生鮮食料品等の流通及び地域振興に関し優れた識見を有する者
- (2) 生鮮食料品等の流通に関係する団体を代表する者
- (3) 町内会及び自治会の代表者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年10月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第77号

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年12月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

告 示

静岡市告示第716号

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定（平成15年静岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定区域の表葵区の項中「羽鳥七丁目」の次に「、羽鳥大門町」を加え、同表駿河区の項中「大坪町」の次に「、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目」を加え、同表清水区の項中「小芝町」の次に「、小島本町」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第7条において準用する場合を含む。）の規定により葵区の投票区を次のように設ける。

令和4年12月1日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 海野 雅弘

投票区名	投票区の区画
第1投票区	追手町の一部（除10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、駿府町の一部（除自2番85号至2番112号）、駿府城公園、御幸町、黒金町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、両替町一丁目、両替町二丁目、七間町、紺屋町、昭和町、常磐町一丁目、常磐町二丁目、駿河町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、上石町、梅屋町、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、中町、富士見町、金座町及び車町
第2投票区	屋形町、大工町、一番町、二番町、研屋町、錦町、茶町一丁目、茶町二丁目、上桶屋町、土太夫町、柚木町、葵町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、安西三丁目及び安西四丁目
第3投票区	常磐町三丁目、西門町、駒形通一丁目、駒形通二丁目、駒形通三丁目、双葉町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、天王町、吉野町、桜木町、本通四丁目、本通五丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、新通一丁目、大鋸町及び通車町
第4投票区	駒形通四丁目、駒形通五丁目、駒形通六丁目、清閑町、弥勒一丁目、弥勒二丁目、南安倍一丁目、南安倍二丁目、新通二丁目及び川越町
第5投票区	本通九丁目、本通十丁目、本通西町、幸町、田町五丁目、田町六丁目、田町七丁目及び南田町
第6投票区	田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、上新富町、新富町四丁目、新富町五丁目及び新富町六丁目
第7投票区	田町一丁目、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、安西五丁目及び柳町

第8投票区	井宮町及び水道町
第9投票区	八千代町、宮ヶ崎町、安倍町、片羽町、安西一丁目、安西二丁目、北番町、材木町、末広町、神明町及び若松町
第10投票区	長谷町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、安東柳町、丸山町、大岩宮下町、大岩本町及び安東一丁目
第11投票区	追手町の一部（10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、城内町、駿府町の一部（自2番85号至2番112号）、西草深町、東草深町、水落町及び馬場町
第12投票区	鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、鷹匠三丁目の一部（除自3番9号至3番13号）、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、音羽町、相生町、横田町、東町、日出町、伝馬町及び栄町
第13投票区	柚木、宮前町、長沼、長沼一丁目、長沼二丁目、長沼三丁目、長沼南及び東静岡一丁目
第14投票区	千代田五丁目、千代田六丁目、東千代田一丁目、沓谷の一部（除自1174番地至1176番地）、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目の一部（除自10番地至14番地）及び沓谷六丁目の一部（除自18番地至29番地）
第15投票区	千代田七丁目、東千代田二丁目及び東千代田三丁目
第16投票区	北安東五丁目、城北、城北二丁目、上足洗三丁目、竜南一丁目、竜南二丁目及び竜南三丁目
第17投票区	上足洗四丁目、千代田、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目及び沓谷二丁目
第18投票区	鷹匠三丁目の一部（自3番9号至3番13号）、東鷹匠町、横内町、太田町、瓦場町、春日町、上沓谷町及び沓谷一丁目
第19投票区	城東町、緑町、西千代田町、巴町、上足洗、上足洗一丁目、上足洗二丁目及び銭座町
第20投票区	大岩一丁目、大岩町、安東二丁目及び安東三丁目
第21投票区	大岩二丁目、大岩三丁目、北安東一丁目及び北安東二丁目
第22投票区	大岩、大岩四丁目、北安東三丁目、北安東四丁目、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一丁目、唐瀬二丁目、唐瀬三丁目、岳美、岳美一丁目及び観山
第23投票区	南、南一丁目、南二丁目、有永、有永町、羽高、羽高町の一部（除自4

	番10号至4番36号、自12番1号至12番6号)、北一丁目の一部(自29番至35番)、東、東一丁目、東二丁目、芝原、柳原、赤松、前林、漆山及び平柳
第24投票区	羽高町の一部(自4番10号至4番36号、自12番1号至12番6号)、あさはた一丁目、あさはた二丁目、北、北一丁目の一部(除自29番至35番)、北二丁目、北三丁目、北四丁目及び北五丁目
第25投票区	川合、川合二丁目の一部(除自1番至10番、自13番至19番)、川合三丁目、上土新田、上土二丁目の一部(除自1番至15番)、南沼上の一部(除自1467番地至1570番地)、南沼上一丁目、南沼上二丁目、南沼上三丁目、瀬名の一部(1866番地の12)、西瀬名町、立石、加藤島、豊地、流通センター、牛田、天神前、野丈、諏訪及び薬師
第26投票区	沓谷の一部(自1174番地至1176番地)、沓谷五丁目的一部分(自10番地至14番地)、沓谷六丁目的一部分(自18番地至29番地)、川合一丁目、川合二丁目的一部分(自1番至10番、自13番至19番)、上土一丁目及び上土二丁目的一部分(自1番至15番)
第27投票区	古庄一丁目、古庄二丁目、古庄三丁目、古庄四丁目、古庄五丁目及び古庄六丁目
第28投票区	瀬名川一丁目、瀬名中央一丁目及び南瀬名町
第29投票区	瀬名川二丁目及び瀬名川三丁目
第30投票区	瀬名一丁目的一部分(除自1番至19番、自22番至38番)、瀬名中央二丁目、瀬名中央三丁目、瀬名中央四丁目及び東瀬名町
第31投票区	瀬名一丁目的一部分(自1番至19番、自22番至38番)、瀬名二丁目、瀬名三丁目的一部分(除自6番至15番、自19番至44番)及び瀬名四丁目
第32投票区	南沼上的一部分(自1467番地至1570番地)、北沼上的一部分(自1番地至200番地)、瀬名的一部分(除1866番地の12)、瀬名三丁目的一部分(自6番至15番、自19番至44番)、瀬名五丁目、瀬名六丁目及び瀬名七丁目
第33投票区	北沼上的一部分(除自1番地至200番地)、長尾及び平山
第34投票区	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
第35投票区	門屋及び牛妻
第36投票区	上伝馬的一部分(除自1番至6番)、与一五丁目、与一六丁目、松富上組、

	松富一丁目の一部（除1番）、松富二丁目、松富三丁目、松富四丁目、 福田ケ谷及び下
第37投票区	昭府町、昭府一丁目、昭府二丁目、新伝馬三丁目の一部（自13番至16番、 自22番1号至22番40号）、上伝馬の一部（自1番至6番）、与一一丁目、 与一二丁目、与一三丁目、与一四丁目及び松富一丁目の一部（1番）
第38投票区	辰起町、平和一丁目、平和二丁目、平和三丁目、籠上、美川町及び桜町 一丁目の一部（自1番至3番）
第39投票区	新伝馬一丁目、新伝馬二丁目、新伝馬三丁目の一部（除自13番至16番、 自22番1号至22番40号）、伊呂波町、堤町、秋山町、桜町一丁目の一部 （除自1番至3番）及び桜町二丁目
第40投票区	安倍口団地
第41投票区	与左衛門新田、西ケ谷、安倍口新田、藤兵衛新田、幸庵新田、内牧、中 ノ郷及び遠藤新田
第42投票区	足久保口組
第43投票区	油山、松野及び津渡野
第44投票区	足久保奥組
第45投票区	水見色
第46投票区	富厚里、奈良間、富沢及び大原
第47投票区	新聞及び谷津
第48投票区	羽鳥、羽鳥三丁目の一部（除自1番至7番）、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、 羽鳥七丁目及び羽鳥本町
第49投票区	建穂、建穂一丁目、建穂二丁目、羽鳥一丁目の一部（除1番）、羽鳥二 丁目、羽鳥三丁目の一部（自1番至7番）及び羽鳥四丁目
第50投票区	山崎一丁目、山崎二丁目、千代、千代一丁目、千代二丁目、慈悲尾、羽 鳥大門町及び羽鳥一丁目の一部（1番）
第51投票区	牧ケ谷及び産女
第52投票区	吉津及び飯間
第53投票区	小瀬戸及び西又
第54投票区	小布杉
第55投票区	赤沢、昼居渡、相俣及び黒俣の一部（自1番地至2299番地）

第56投票区	寺島、鍵穴、坂本及び小島
第57投票区	黒俣の一部（除自1番地至2299番地）及び杉尾
第58投票区	栢沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
第59投票区	坂ノ上
第60投票区	中沢、桂山、落合の一部（除自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地）、森腰及び長熊
第61投票区	奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣及び口坂本
第62投票区	落合の一部（自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地）、内匠、腰越、横沢及び大沢
第63投票区	相淵、蕨野、横山及び平野
第64投票区	中平及び渡
第65投票区	有東木
第66投票区	入島及び梅ヶ島の一部（自1番地至4270番地）
第67投票区	梅ヶ島の一部（除自1番地至4270番地）
第68投票区	井川
第69投票区	岩崎、上坂本、田代及び小河内

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和4年12月28日から施行する。
(旧告示の廃止)
- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示(平成22年静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号)は、廃止する。